

平成30年6月4日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
渡辺優子	税務課長	那須清人	市民生活課長
志田義男	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光 課長	後藤芳和	慈恩寺振興課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
設楽伸子	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	原田真司	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	軽部修一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会
 平成30年6月4日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成30年6月4日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	さくらんぼ振興について	(1) さくらんぼ重点品種について (2) 紅秀峰の振興について (3) 新品種山形C12号の振興の方向性について (4) さくらんぼのトップセールスについて (5) 国際チェリーパークについて	3番 佐藤 耕治	市長
9	除雪対策全般について	(1) 平成29年度の本市の積雪量・除雪・被害等の状況について (2) 幸生・田代地区における特別豪雪地帯の指定について (3) GPS搭載除雪車の効果と今後について	15番 木村 寿太郎	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	中学校運動部活動の指導について	(4) 市民から要望の高い「間口除雪」について (5) 白岩・高松・醍醐地区における排雪場所について (1) 市内の中学校に配置される部活動指導員について (2) 県内他市町村の進捗状況について (3) 中学校運動部における生徒数の割合と部活動の種類について (4) 中学校生徒が望む部活動の傾向について (5) 担当制教職員における競技経験者の割合について (6) 新指導者の選定方法・部活動の指導法・待遇について (7) 担当制教職員と外部指導者の位置付け・役割分担・責任などの度合いについて (8) 少子化における部活動の在り方について		教 育 長
11	再生可能エネルギーについて	(1) 太陽光発電の普及状況について	16番 柏 倉 信 一	市 長
12	公文書の保管について	(2) 新設された補助金の課題について (1) 現在の保管状況について (2) デジタル保存の取り組みについて		市 長
13	寒河江マザーズ支援拠点整備事業について	(1) なか保育所の特徴とアピールポイントについて (2) 現在のなか保育所の跡地利用の進捗状況について		市 長

佐藤耕治議員の質問

○内藤 明議長 通告番号8番について、3番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 おはようございます。
寒政・公明クラブの佐藤耕治です。連日の猛暑、大変執行部の皆さん、御苦勞さまでござい

ます。また、議員の皆さんも、6月議会が始まるということで大変スケジュールがお忙しいところ、本当にお疲れさまでございます。一般質問2日目、よろしく願いいたしたいと思ひます。

先日、初日の工藤議員、渡邊議員ともちよつとテーマがかぶっているところもありますけれども、重複しないようにしたいと思ひますので、

よろしく願い申しあげます。

6月議会はさくらんぼ議会と銘を打ち、また「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」や「さくらんぼの里さがえ」と、「紅秀峰とつや姫の里」さらに「チェリーランドさがえ」など、さくらんぼ一色のまち寒河江であります。これは言うまでもなく、さくらんぼ栽培農家なしでは語れません。

早速、通告番号8番、さくらんぼ振興についてお伺いいたします。

現在、さくらんぼの栽培されている品種は佐藤錦、紅秀峰、紅さやか、紅ゆたか、紅てまり、高砂、大将錦、南陽、正光錦、月山錦、ナポレオン、夕紅錦、高陽錦、レッドグローリー、セネカなど、数多くの品種が栽培されております。このことは、栽培のしやすさや受粉樹などではなく、商品価値として佐藤錦の食味の高さや、佐藤錦以外の品種が低価格に推移していることにあります。また、山形の販売戦略のキャッチフレーズとして、果物の王様佐藤錦として全国各地にPRが展開されている実情にあります。

寒河江市のさくらんぼの重点品種についてお伺いしたいと思います。佐藤錦は40年を超すブランド品種であります。消費者人気ナンバーワンの品種でもあります。寒河江市のさくらんぼの重点品種をどのように考えているのか、市長にお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤耕治議員から、さくらんぼの振興についての御質問がございますので、お答えをしたいというふうに思います。

御指摘のとおり、寒河江市はこれまでもさくらんぼにこだわったまちづくりを進めているわけでありすけれども、当然のことながらさくらんぼの生産振興を農業の大きな柱の一つに取り組んできているわけでありす。御案内のとおり、佐藤錦につきましては、首都圏までの生

食での流通が可能となった昭和50年代、当時他の品種と比較した際の食味のよさ、それから樹勢もよく、着生も多い特性があるわけでありすし、また寒暖差のさくらんぼ栽培に適した寒河江の風土、それから昭和40年代後半からの減反政策、さらには雨よけハウスの開発などによる高品質化など、さまざまな要因によって栽培面積が拡大をしている今日まで至っているのかなというふうに思います。そういう意味では、御指摘のとおり40年以上変わらず消費者の皆さんからの人気、知名度といったものがあります。そういう意味で、寒河江市産のさくらんぼの主力になっているわけでありす。

他方、消費者ニーズ、大変多様化しているわけでありすし、農産物全体にしてみれば、そういう消費者ニーズに応えるような品種改良あるいは新たな伝統的な作物などについての新たな掘り起こしなども進んで、全国各地でさまざまな新たなブランド農産物の開発が進められているという状況にあらうかというふうに思います。

特に、さくらんぼのような果樹にあつては、実際に出荷するまで多くの手間暇がかかる、もちろん施設整備もかかると、こういうことでありす。

そういった意味で、御質問にあります寒河江のさくらんぼの重点品種は何かと、こういう御質問でありますけれども、今後のという意味であるとすれば、このような環境の中で将来を見据えて、市として重点的な支援やブランド化などの振興を図っていくための品種ということになりますので、我々としてはこれまでの佐藤錦のような、食味が良好でさらには一般の消費者からも高い評価を得られて、生産者の栽培意欲を満たすような大変魅力ある品種が寒河江市の将来の農業の発展につながっていく、そういう品種であらうというふうに思っているところであります。

ちょっと長くなりましたが、そういう意味では寒河江市がこれまで面積の拡大とブランド化に取り組んでいる紅秀峰については、まさに重点品種として現在進行形で取り組んでいるものというふうに考えているところでございます。御案内のとおり、紅秀峰、食味のよさに加えて、寒河江の園芸試験場で生まれた品種ということもあって、本市のこれからの農業振興の柱となる品種の一つであるというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁ありがとうございます。

紅秀峰も本当に寒河江の顔になってきているということも、平成に入って間もなく開発がされて、今なお栽培している方々がいらっしゃいますが、本当にこの紅秀峰をこれから推進していくためにも、本当にPRも大切でありますけれども、この紅秀峰の振興についてお伺いしたいと思っているところであります。

紅秀峰の面積拡大には、まだまだ道半ばであります。苗木への補助や育成費、雨よけハウス部材への補助金支援が行われてきておりますが、事業を加速させるには、これまでのハウス部材に加え、建設費用を含む支援が必要ではないでしょうか。一般建築物では、材料代、建設費が別々に分かれている事業はありません。これまでは、農家みずからがハウス建設をしており、現在は農家の規模拡大により生産管理作業に追われ、さらに高齢化によりハウス建設ができない状況下にあります。普及拡大には、建設費を対象にすることで事業が加速すると考えますが、このことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 面積を拡大していく方策というのはどういう方法があるかということを考えていく場合に、基本的にはやっぱり単価が高い、紅秀峰は佐藤錦よりずっと単価が高いというこ

とであれば、農家の人はいっぱいつくると思います。そうなっていないわけですね。ですから、そこがなっていないのが、その甘んじてそれを甘受するということだけではないかと思えます。値段を高くするような販売戦略を、農業団体あたりがもっと真剣に取り組むというのが第一義的だというふうに思えます。

今はそういうふうになっていないので、やはり面積が拡大しないというのが一因だというふうにも佐藤議員も思われているというふうに思いますが、そういう中でどういうふうにして寒河江のブランドの紅秀峰を拡大していくかという、一つは市のこれは単独の補助事業というふうになるわけでありましてけれども、紅秀峰の里ブランド推進事業として、これまでも苗木購入補助を活用いただき、植栽された方が苗木の成長に合わせて、後年、後に出荷時の品質確保のために必要となる雨よけハウスの整備などについて補助をさせていただいているところであります。現在はこの制度では、農家の方みずからが資材を購入して組み立てる、設置をするという前提に、この制度の設計をしているわけでありまして、御指摘のように制度と実態がずれているのではないかというような御指摘でありますので、我々としては今後御自身で組み立てをする場合、あるいは委託して行う場合などの支援のバランスなどを考慮していく必要があるのではないかと考えておりますので、これから制度の見直しについて調査させていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 苗木の購入関係で、一年生の苗木と大苗が普及されまして、ことし、来年、再来年と3年間ほど雨よけハウスを希望する方が、大苗購入の方々がふえてくると思いますので、ぜひ検討をお願いし、そしてより早く生産量拡大につなげていっていただきたいと思っている

ところであります。

続いて、新品種山形C12号の振興の方向性についてお伺いしたいと思います。

県が開発しました山形C12号については、農家の皆さんは困惑しながら苗木を希望されている方々が多数占めております。県の農林水産部では、山形C12号のブランドに向けた生産振興の方向性が出されており、導入の基本的な考え方として次のようなものが挙げられております。

1つに、品種構成が佐藤錦に偏重していることから、結実の多い年には収穫がおくれ、品質が低下するとの課題が生じているため、佐藤錦から山形C12号への改植を進めていく。

2つに、佐藤錦からC12号への改植を進めることで、生産面では収穫期の労力配分に加え、大玉であることによる収穫・出荷調整作業の省力化につなげていく。

3つに、C12号を導入することで、販売面では大玉果実の出荷割合の増加による収益性の向上、輸出による販売拡大につなげていく。

4つに、導入は生産者登録制とし、意欲ある生産者を中心に導入を進め、技術的なフォローアップを図りながら、大玉果実の生産を着実に進め、早期のブランド確立を目指していく、とあります。

また、目標とする普及面積では、紅秀峰の初年度の苗木供給本数の4倍に相当する7,000本程度を供給し、スピード感を持って計画的に生産を拡大し、ブランド化を進める。さらに、具体的な普及面積目標は、2年目以降の苗木の導入状況や、市場等における果実の販売動向を踏まえながら設定していく、と出されております。

市長に、このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県におきます山形C12号の導入の基本的な考え方については、ただいま佐藤議員からも御指摘ありましたが、山形C12号、果

実が3Lから4L中心の大玉である、それから艶があって着色が良好だ、それから食味は糖度が20度以上で佐藤錦並みで、酸味が少なくすっきりとした甘さである、果肉がかたく日持ち性にすぐれる、それから収穫時期は佐藤錦と紅秀峰の間となる6月下旬から7月上旬というような特徴があるというふうに聞いているところでございます。

寒河江市におきましても、これまで紅秀峰の栽培拡大面積に取り組んでまいりましたが、御指摘のとおりなかなか面積がふえていかないという状況で、多くを佐藤錦が占めているのが現状であるわけでございます。そういった中で、去年あるいはおとしあたりは、結果的に豊作であったということでもありますので、収穫時期の後半におきましては佐藤錦はうるみの発生などで品質低下したり、あるいは収穫できずにもぎ残しをしてしまうというような課題があったわけでございます。さくらんぼは収穫の適期が短い、それから作業が短期間に集中して、作業従事者の確保といった面に大きな課題を抱えているところでございます。そういった中で、この山形C12号が佐藤錦から改植が進んでいくということになれば、作業の平準化あるいは人手、雇用期間が延びるといようなことから、これらの課題の一部は解決に向かうのではないかというようなことが期待されているところでございます。

しかしながら、この品質については、先日の工藤議員の御質問にもお答えしましたとおり、まだ実際に食した方が極めて少ないのではないかというふうに思っているところでございます。話題が先行している部分があるかというふうに思いますし、農業全体でありますけれども、農家の方の高齢化というものもありますから、この高齢の生産者の方が10年スパンでその果樹の改植が果たして取り組めるのかといった点も当然疑問になってくるというふうなところもあ

ろうかというふうに思います。

県のほうでは、このブランド化プロジェクト会議の取り組みを進めるということでもありますから、そしてこの新聞記事なども見ると、試食会なども開くということでもありますから、試食会をするということは6月中にそういうことは多分やられるんだというふうに思いますから、そういう取り組みの状況なども注視をさせていただいた上で、生産者の皆さんとも十分情報交換、意見交換をさせていただいて、適切な対応を見きわめていくということが必要なのではないかとこのように考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 C12号につきましては、本当にまだ海のものとも山のものとも言えないような、それで食されていない状況下の中で、これが本当に一番いいんだということが、2番目ではどうかという問題ではありませんが、本当に方向性を見るために、本当にこれまで県で推奨してきたさまざまな品種の中で、現在も日の目を浴びている品種、佐藤錦や紅秀峰、紅さやかなどがあります。またそうでない品種が幾つか挙げられます。新品種の取り組みには、収穫までの育成年数と、雨よけハウス費用に10アール当たり約現在200万円を越す費用がかかり、助成率5割でも100万円程度自己負担がかかる必要となります。さらに、植栽してから5年、7年、10年後の販売単価の不安要素が大きく左右されることに危機感を持っている生産者は少なくありません。佐藤錦の知名度を上回るPRと、労働力確保が重要であると私は考えております。

そこで、新品種山形C12号の将来を見据えての寒河江市の方向性をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からもありましたが、さくらんぼについても新品種が数多く出ているわけではありますが、なかなか佐藤錦を超える評価が得られていない品種が多々あるわけであり

ます。そういう果たしてそれと違う山形C12号の品種なのかどうかということが、まだまだ見定めることができないというのが現状かというふうに思いますし、そこが一つの生産者の方に二の足を踏ませている要因にもなるのかなというふうに思います。

また、先ほどありましたが、改植、新植した場合、一定期間収入が途絶えるというようなりスクが生じる懸念がありますので、そういう意味ではやっぱり慎重にならざるを得ないというようなところでございます。

県のほうでは、感覚的に思うと、つや姫の成功例が頭の中にあって、そういうその手法を同じようにC12号にも適用しようというような思惑というんですか、考え方があるんだというふうに思います。それは悪いことではないとは思いますが、ただつや姫と違うのは、さくらんぼの場合は、つや姫はいっぱいライバルが全国におるわけですけれども、はっきり申しあげるとさくらんぼは山形県以外は今のところ大きなライバルはいないというところが、ちょっとやっぱりその辺とブランド化戦略の展開が、本当は違ってもいいのかなというところがしないでもないという個人的な考えがありますが、ただやっぱりほかの県でも、あるいはアメリカンチェリーなどもありますから、年々そういった県外産、外国産、力をつけているというふうにも認識をしておりますから、そういう意味で山形C12号が佐藤錦、紅秀峰のように農家の皆様に納得していただける品種であるかは十分見きわめる必要があろうとは思いますが、また一方で時期を失することがないように、寒河江の取り組みの方向性といったものを迅速に検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 なかなかC12号、私は食べたことはございます。本当に役職柄、こういう議員

以外でもちょっと役職を持っていますので、ありますが、本当に落葉果樹の場合、先ほども言いましたように5年、7年、10年、本当に日の目を浴びるのか、浴びないのかということからすれば、本当に山形県のさくらんぼが今地球の温暖化現象によりまして、20年後は産地が移行すると言われております。その中でも、ブランドをしっかりとっていくためには、本当にさまざまな課題を持たなくてはならないと思います、目標も持たなくてはならないと思います。

私がC12号を考えるときに、これから検討していく中で、答弁はいいんですけども、私なりに思うのは、栽培者の高齢化拡大によって、生産拡大にまず問題がある。もう一つは、佐藤錦を主力品質化というのは、皆さんことし多分食べていただければ、それなりに感覚的にはわかるとおもいます。問題となるのが、さくらんぼ自体が収穫期間が紅さやかですと約1週間弱です。佐藤錦は、栽培によっては20日ぐらいもたせることができます。それは、皆さん御存じのように、山辺町では7月中・下旬まで佐藤錦栽培されていることです。一般的には、10日から2週間で1品種の作物と言われておりますので、労働力の競合が一般的にはこのうるみ果が出るという症状からすれば、技術面の栽培ハードルのなものを設けていかないと、高品質ブランド化にはつながっていかないとおもうところでは。そしてまた、佐藤錦は結実が安定しないことから、結実の安定しにくい地域というものは寒河江市内にも幾つかあります。調べれば、多分調査すれば農林課のほうでもわかると思いますので、その点を含めまして安定しにくい地域への支援強化や、あとやる気のある方々への団地化造成、やりたい人、10人か100人かはわかりませんが、その人で団地化を進めるという方法でブランド化を進める方法などが、これから検討、計画していただければ幸いと思っていますところでもあります。

続きまして、さくらんぼのトップセールスについてお伺いしたいと思います。

6月1日よりさくらんぼ狩りがオープンされて、6月9日から7月1日まで「さがえさくらんぼの祭典」が開催され、1年で一番交流人口が期待される月でもあります。しかし、観光客数は東日本震災から低迷していると聞いております。観光客増加や販売強化にも、市長のトップセールスを実施されていることに対しても、大変敬意を示したいと思っております。私も、栽培者の1人として、この場をおかりしましてトップセールスありがとうございますとお礼を申しあげます。

今後、さらに消費者ニーズに対応した攻めの戦略が私は必要だと考えます。特に、これまでトップセールスがされていない中国、四国、九州地方へのイベント参加を実施することで、観光客増加やさくらんぼ販売強化につながり、経済効果が高まると私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼのトップセールスについては、さくらんぼの販売確保・拡大、販売戦略の一環としてこれまでも実施をしているわけでありましてけれども、ことしは去る4月26日に、まずハウスさくらんぼのトップセールスを東京の大田市場で実施をさせていただきました。例年実施をしているところでございますが、今後も今週になるんですか、6月7日に、これは県知事をトップとしたオール山形体制で実施をしていくということにしておりますし、また6月28日には紅秀峰のトップセールスを、西村山1市4町で連携をしながら大田市場で実施をしていくというふうに予定をしているところでございます。

御指摘のとおり、東日本大震災発生に伴って、平成23年度には11万5,000人まで観光さくらんぼ園の入込人数は減りましたが、去年は18万

5,000人ということで、震災前の数字に近づいている状況になってございます。市といたしましても、こういった取り組みをさらに充実をしていく必要があるというようなところで、もちろんトップセールスも大事でありますけれども、全国の各地でさくらんぼの種吹きとばし大会などを実施をさせていただいて、風評被害の払拭に努めてきているところでございますし、これからもそういったところで一般消費者の方と向き合ったPR活動などもさらに充実をしていきたいというふうに考えております。

これも今週ですけれども、6月6日には新たなPR活動の手法として、東京都内で開催のマルシェイベントに出展をして、さくらんぼのPR活動を実施する予定でございます。消費者の反応、ニーズなどを探りながら、継続した実施についても検討していきたいというふうに思っております。

ただいまは、関西より西の地域でのトップセールスの実施について御提案をいただきましたが、確かに大阪方面には毎年ある程度の量は寒河江のさくらんぼは出回っているわけでありませぬ。市としても、これまで10年ぐらいですか、3年ぐらい前までトップセールスを大阪でも実施をしてまいりましたが、実際その効果というのをどういうふうに考えるかということですが、なかなか関西、大阪のほうは関東よりも値段がつきません。ですから、同じ品物を大阪に持って行くよりは東京に持っていったほうが値段が高いというのは現実ですね。農家の所得のことを考えれば、東京のほうに持って行くというのが普通の考え方だというふうに思いますが、農協もそういうことをやっていかざるを得ないというような、現実的にはそういうことであります。ですから、大阪のほうにも行って申しあげているのは、やっぱりぜひ多くの品物を持ってきていただきたいというならば、それなりの値段をつけていただかないと、東京方面に

物が流れていくと。物が余っているわけではありませんので、さくらんぼの場合は。ですから、そういうことで農家の所得ということを考えて、有利販売を展開しているというのが現状だというふうに思います。

さがえ西村山農協によりますと、ことしから九州の一部、熊本のほうですかね、少量ながら販路を開拓したということでもありますので、実際さつきも申しましたけれども、出荷量との費用対効果なんかも十分考慮させていただいた上で、トップセールスなども実施していくかどうかの可否を検討する必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に費用対効果を考えると、なかなか難しいところもあります。しかしながら、私が考えるに、九州、四国でもそうだけれども、30万から100万人以上行われているイベント、お祭りもありますけれども、かなり北海道の夕張メロンを初めさまざまなのが販売されている中で、バイヤーさんが山形に来ていらっしゃる方も、毎年ではなくて何十社も来ておられて、さまざま物が少ないさくらんぼなりにこだわって販売をされている方もいらっしゃいますので、ぜひ来年高品質で高級なさくらんぼとして、これから四国、九州のほうにもデパート、専門果実店を含めて検討していただければ思っているところであります。

中でも、先ほど市長からもお話がありましたけれども、種とばしを含め、自分たちだけでやるのではなくてトップセールスも大切ですが、市民も一丸となってPRするというのであれば、私は市民一人一人がセールスを展開できるような仕掛けのようなものが大切かなと思っております。その中でも、私が私なりに考えますと、個人や団体が県外に訪れる際、おしゃれなさくらんぼのデザインがされた服などを着用することで、さくらんぼのPRの一環とな

ると私は考えております。例えば、夏であればTシャツ、ポロシャツ、ズボン、秋にはトレーナー、ジャケット、ジャンパー、ネクタイ、ソックスなどが挙げられます。有名デザイナーが手がけるさくらんぼをモチーフにしたおしゃれな衣服を作成することで、愛用者がふえ、市民のさくらんぼ全国展開が図られると私は考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の皆さんが、お一人お一人草の根的にさくらんぼのセールスマンとなって、本市のPRを自発的に行っていただけるということは、理想的なプロモーションの一つの形であるというふうに思っております。そういうことが実現できれば大変ありがたいことだなというふうに思っているところであります。

有名デザイナーのシャツとかなんという大変でありますけれども、ただブローチつけるだけでも、この皆さんつけていらっしゃるブローチつけるだけでも、非常に県外に行ったときは注目を集めますよね。山手線なんか、こういうのをつけて歩いたりすると、それだけでも相当PRになるのではないかとこのふうにも思います。

御案内のとおり、Tシャツのお話ありましたが、ここ最近毎年、職員がスーパークールビズということで、チェリンとかさくらんぼをデザインしたTシャツを着ております。去年からは、その職員だけではなくて一般の方もそのTシャツを買えるようにしているわけです。これは、寒河江の企業でありますグンゼさんをお願いをして、地元の産品ということでそういうものをつくらせていただいているところでありますし、新たなグッズというわけではあまりませんが、チェリンのグッズなどは、チェリンそのものがさくらんぼの妖精といっているわけですから、チェリンのグッズがそのさくらんぼの宣伝になっているわけですね。いろんな靴下とかTシャツ

とかいろいろあるわけなので、そういったことを活用していただけても大変PRになってくるというふうにも思いますから、一般の方、消費者の皆さんだけではなくて、生産者の方からもそういったものを着用、利用していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

また、そういうことと同時に、やっぱり今はネット社会ですので、SNSなどを活用して情報が瞬く間に拡散をするというところでありますから、そういったエリアを使って寒河江のいろんなPRグッズなどが紹介できていくことになれば、もっともっと市民の皆さんが主体となったPRということについても広がりを持っていけるのではないかとこのふうにも思います。そういう意味では、行政の知恵だけではなくて、民間の皆さんの知恵などもおかりして、これまでの取り組み以外の新たな取り組みなども提案できればというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 短いさくらんぼのシーズンではありますけれども、1カ月足らずのやつを残り11カ月、さくらんぼのブローチも結構ですけれども、さまざまなことを身につけて県外に出ていくような周知活動などを、団体を通じながら私も努力したいと思っているところでもあります。

行政視察関係でも、シーズンを問わずブローチをつけている議員さんも何人かいらっしゃいますので、本当にその辺は市民にも訴えていきたいなと思っているところでもあります。

続きまして、さくらんぼといえばチェリーランドが大変有名でして、チェリーランドの中でも今回国際チェリーパークについてお尋ねしたいと思っているところであります。

チェリーランドさがえは、平成2年に建設され、平成4年にグランドオープンし、26年を経

過しております。チェリーランド敷地西側にある国際チェリーパーク内にある、世界12カ国の108種類のさくらんぼ並木が130本植栽されております。当時は、観光客に大変好評であったと聞いております。これからの観賞には、4月の開花期や6月の着色期から食べごろまでの短い期間だけでなく、通年にわたる実物の観賞ができる「日本一さくらんぼの里さがえ」の名のとおり、将来に向けた新たな観光スポットが必要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国際チェリーパークにつきましては、御案内のとおり日本だけではなくて、ヨーロッパ、アメリカ、中国など世界12カ国のさくらんぼが植栽をされている、全国でも唯一の世界のさくらんぼ展示場ということでございます。オープン当時は、115品種222本が植栽をされていたわけでありましてけれども、木が大きくなったための間伐、あるいは気象や土壌条件が合わずに枯れてしまったなどもあるわけでございます。植栽した当初は、それぞれの品種に合った剪定などの管理方法も、なかなかよくわからない。苦労されたようでありますが、現在は大きく育て、6月のシーズンにはたわわに実った世界のさくらんぼを、ここ1カ所で見ることができるといふ施設になっているわけでありまして。

そのほか、寒河江で栽培されている他の果樹も植栽をして、リンゴ、ラ・フランスなど晩秋まで特産の果実、果物をごらんいただける公園として整備をしてきたわけでありましてけれども、実際はそのさくらんぼの実りの時期以外は、余り園内に足を運ぶ方が大変少ないというのが現状であろうかというふうに思います。

そういったことで、このたびチェリーランドにつきましては、他の議員の皆さんからの御質問もありましたとおり、再整備計画というものを

を策定する予定にしておりますので、この国際チェリーパークにつきましても、御指摘の点なども踏まえてより有効に、また長期間利用されるような内容に再整備を進めていくための計画を検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当にチェリーランドそのものは、河川公園も含めてですけれども、大変広い面積がございます。その中でも、国際チェリーパークは、本当に一番最初案を出してくださった方にもちょっと私話をさせてもらったこともありまして、本当に当初は人気があつてよかったなど。私も四、五年間ぐらひは剪定作業もちょっと頼まれてましてやったこともありますけれども、先ほども私が言ったように、新しい感覚ということからすると、私の考えるところでは、その国際チェリーパーク敷地内にさくらんぼ施設を活用した生育ごとに分けた施設を設置し、さくらんぼの開花から着色期までを通年観賞できるようなおもてなしがどうでしょうかという提案というものなんですけれども、このことは現在の栽培マニュアルが裏づけております。

温室栽培マニュアルは、温室栽培歴30年以上の栽培者の方々の御努力と、県の農業機関とともに栽培生育調査を行い、確立した技術であります。現在、一般技術として栽培指針ともなっております。このような施設は、温度、湿度、土壌水分、休眠打破、日照量、受粉などを自動制御設備にすることで、栽培が可能となります。このような施設が存在することで、チェリーランドさがえの知名度が高まり、観光客増加にもつながると私は考えますが、市長はどのように思われるか、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からは、さくらんぼの開花から着色期までを通年で見る事ができる施設をどうかと、こういう御提案であります。

果樹栽培の専門家であられる佐藤議員の御提案ですので、さくらんぼの栽培技術も大変進歩をして、1年を通してさくらんぼを実らせることが可能になっているというふうに認識をさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、生育の時期をずらすということについては、過去に平成4年のべにばな国体のときに、寒河江は剣道の競技場になりましたが、お越しをいただくお客様にさくらんぼをごらんいただくということで、ポット栽培のさくらんぼでの抑制栽培、秋に実らせているということで、当時の寒河江市農協が主体となってこの取り組みをしていただいたわけでありませけれども、実際そのちょうど期間中に、赤く実ったさくらんぼをごらんいただいたわけでありませけれども、それまでの苦労は大変なものがあったというふうなこともお聞きをしているところではありますが、御提案のとおり、通年でさくらんぼをごらんいただくような技術、施設も含め技術が可能であるということになれば、それは大変大きな話題となって、観光客の誘客にも大変つながるというふうにも思いますので、今後我々としても再整備計画の策定の中で検討させていただくというふうになろうかというふうに思いますが、いろいろそういう意味では我々もあわせて一緒に研究をさせていただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ぜひ前向きに検討してもらって、よりよい、これまでにないチェリーランドさがえになっていけばと私は思っておるところであります。その中でも、本当にチェリーランドは、道の駅といえばチェリーランドというふうに東日本、東北、山形県でも大変知名度がある有名な場所にもなっております。

しかしながら、全国の道の駅数は現在1,145カ所ほどありまして、生き残りをかけながらさまざまな展開がされてきております。今後の、

チェリードームも老朽化しているわけですので、さくらんぼに特化した建造物などが私は望ましいのかなと思っているところでもありますけれども、計画が進んでいるということでもありますけれども、チェリーランドさがえの構想的なものがあればお聞きしたいと思っているところがございます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリーランドにつきましては、施設、建物、物販施設も含めてですけれども、25年以上たっているということで、これまで道の駅の草分け的な施設であったわけでありませ。そういう意味では、生き残ってきた施設なのかなというふうにも思いますが、これからも末永く生き残っていく、あるいは道の駅の象徴として繁盛していくための施設についてどうしていくかということ、やはり真剣に考える時期だということでもありますので、再整備計画、今検討中でありませけれども、その中でいろいろ検討していくことにさせていただきたいというふうに思いますが、いろいろ市民の皆さんとか議会の皆さんなどからもいろいろ御提案をいただいて、そういう意味で、象徴的な施設として観光誘客の拠点としての名にふさわしい施設に生まれ変わるようにしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 この整備計画についても、さまざまな地域そして年代ごとにワークショップや市民の声なども反映しながら、よりよい10年後、20年後、30年後のチェリーランド構想を考えながら進めていっていただきたいと思いますと思っているところがございます。

これで私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

木村寿太郎議員の質問

○内藤 明議長 通告番号9番、10番について、
15番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は1人会派でございますので、その名称が創生寒河江の会と申します。多分皆さん初めてお聞きになったかと思っておりますので、お見知りおきをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一般質問に入るわけでございますけれども、ちょっと質問事項を見ると13項目ぐらいあって多くなるかと思うんですけども、はしょって頑張って1時間内に終わるようにしたいと思ひますので、市長、教育長にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

その前に議長にお願ひ申しあげます。私、タブレット、ちょっとまだ使いなれなくてこなせなくて、多分事務局にも途中でお願ひするかなというふうなことも、ハプニングもあると思ひますので、よろしく御理解をお願ひしたいと思ひます。

それでは、第1問に入りますけれども、除雪対策全般についてということでございますけれども、先ほど佐藤議員もおっしゃったように、毎日真夏日の中で何で雪のことを聞くのかと思われるかもしれませんが、頑張ってやりたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成29年度の初雪は11月初旬であり、低温が続き、そのまま根雪になってしまいました。市の組織としては、豪雪対策本部ではなく豪雪対策連絡本部でとどまりましたが、市内延べにすると市道342キロという長い距離での除雪であります。その間、市内除雪協力会や関係機関と本市の市職員、特に建設管理課職員の方々、そのほかに雪の窓口を担当されて苦情電話を受けている方など、昼夜を問わず除雪対策の労苦に対して、厚く感謝と敬意を申しあげます。

そして、第6次寒河江市振興計画の基本政策第5章に「便利で快適に生活できるまち」のき

め細やかな除雪対応にのっとった政策が実現できるように期待をしながら、質問をさせていただきたいと思ひます。

さて、我々の議会としても、2月19日に常任委員会ごとに2班に分かれまして、12年ぶりの豪雪地帯に行ってまいりました。私たちの班は、田代、留場、楯、谷沢、清助新田、高松地区を巡回し、特に冬の田代地区はほとんどの議員が初めての経験であり、自宅の屋根まで届いている排雪された雪の塊や、吹雪の中での高齢者の方々の雪掃きなど目の当たりにし、平野部との違いに皆さん絶句するばかりでございました。終了後に議会会議室で懇談会を行い、後ほど議員から要望や意見を提出してもらいましたところ、25項目もの要望や意見が出て、もう1回よりよくまとめ、上申しようと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速第1問に入りますが、雪というと寒河江市では私の地元である白岩地区が話題になるわけですが、市民、地区民を代表し、要望や質問させていただきますので、よろしくお願ひ申しあげます。

まず、昨年度の本市の積雪量、除雪、人身事故や建物、農作物への被害状況など、例年と比較してどうだったのかをまずお聞きいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度の寒河江市の積雪量、降雪による被害、除雪などの状況でございますが、まず積雪量については、市街地の最深、一番深い積雪ですが、これは1月27日で77センチメートルでございました。寒河江市では豪雪対策本部というのは、80センチ以上の場合、豪雪対策本部をつくりますが、それに至らなくて豪雪対策連絡本部というふうになっております。これは1月25日に設置をして、豪雪に起因する被害防止などに努めたところでございます。この連絡本部は、平成24年度から6年連続連絡本部と、こうなっております。

次に、被害や事故などにつきましては、除雪作業中の転倒や転落による人身被害・人身事故は10件の被害があって、うち1件につきましては、御案内かと思いますが、白岩地区内で転落により87歳の男性お一人が死亡するという痛ましい事故が起こっているところでございます。

また、農業被害については、さくらんぼの加温ハウス4棟、バラ栽培の園芸ハウス1棟、物置用のハウス1棟が全壊をしております。また、育苗ハウスの半壊が1棟の報告がございました。

道路除雪の状況でございますが、早朝の一斉除雪出動が13回、それから自主出動で最も回数が多かったのは田代地区で、29回の出動になっております。降雪量は大変多いように感じられたわけでありまして、除雪回数につきましてはおおむね平年並みとなっているところでございます。

それから、除雪事業費については、排雪分なども入れまして、見込みでは1億9,000万円ほどになるかというふうに考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございます。やはり雪が消えると、どうしても雪の多かったことを忘れがちになりますが、雪害を最小限に食い止め、減災に向け抜本的な今後の対策を練り上げておくべきではないかと考えております。

ことしの冬も、市内では、先ほど市長からも御報告ありましたように、私どもの地元で1件死亡事故がありました。それを教訓に、しっかり再発防止につなげ、次に備える必要を認識することが大切かと思っております。

次に、第2問に入ります。

今から40年ほどになりますが、1971年に国土審議会は豪雪対策特別措置法に基づき、特別豪雪地帯指定基準を議決したようですが、豪雪地帯にも特別豪雪地帯と豪雪地帯の2つに分類されているところでございます。全国では、24都道府県546の市町村、大体全国の約31%ぐらい豪

雪地帯の指定を受けており、本県の特別豪雪地帯は26市町村に及び、その他の市町村は全部豪雪地帯に該当するそうでございます。

西村山地区では、当然朝日町、大江町、西川町が指定を受けております。しかし、県内でも酒田市は旧八幡町、鶴岡市は旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村、庄内町は立川町など5地区が一部特別豪雪地帯の指定を受けております。合併などにより多少変更になってきたのかと想像されますが、この状況であれば、本市の幸生、田代地区などは、シーズンに平均30回前後の除雪回数があります。積雪量や周りの状況からしても、当然該当するのではないかと思います。特別豪雪地帯と豪雪地帯の違いと、これまでに特別豪雪地帯としての指定を受けるための申請をした経緯はあるのか、またなかったとしたら今後のお考えをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 木村議員からは、幸生、田代地区における特別豪雪地帯の指定について御質問がありました。豪雪地帯における雪害を防除し、産業の振興と民生の安定向上に資するためとして制定されました豪雪地帯対策特別措置法の第2条第1項に、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪が特に甚だしいため産業の発展が停滞的で、かつ住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ国土審議会の意見を聞いて、道府県の区域の全部または一部を豪雪地帯として指定すると、こういうことになっているわけです。その法律の第2条の第2項のほうで、第1項により指定された地域のうち、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ積雪により長期間自動車の交通が途絶するなど、住民の生活に著しい支障が生じる地域を、国土審議会の議決を得て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、特別豪雪地帯として指定するとい

うふうになっているわけでありませう。

この特別豪雪地帯の指定基準というのは、市町村を指定の単位としています。昭和33年から昭和52年までの20年間の累年の平均積雪積算値というのが、要するに積雪の量を20年ずっと積み重ねていくんですが、それが1万5,000センチメートル日、これを日で割ったときに1万5,000センチメートル日以上地域が、市町村の2分の1以上の面積があること、またはその地域の中に市役所や役場があること、さらに積雪による自動車交通の途絶の状況や医療、義務教育、郵便集配の確保の困難性、財政力並びに集落の分散の度合いなどで総合的に判断すると、こういうふうになっています。

先ほど御指摘のとおり、山形県は全域が豪雪地帯の指定をされているわけでありませうけれども、特別豪雪地帯については合併前の市町村単位で、現在の市町域の一部が特別豪雪地帯の指定を受けている市町村を含め、県内26の市町村が指定を受けていると、こういうことでありませう。そういった意味で、寒河江市はそういうことに該当していないということであろうかというふうに思ひませう。

その特別豪雪地帯の指定を受けた場合の支援策というのは、義務教育施設の新築・改築などの補助率のかさ上げ、さらには基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築については県が行うことができるなどということでありませう。限られた内容の支援があるということでありませう。寒河江市は、そういう意味で基準を満たしていないので、この特別豪雪地帯の指定は受けることができないというふうになっているわけでありませうので、御理解をいただきたいと思ひませう。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 市町村の単位でということでありませうので、今私、鶴岡とか酒田のことで申しあげましたけれども、合併する前に町であ

ったところになったというふうには理解しているところでありませう。

それでは、続いて第3問に入ります。

本市では、高齢化と核家族、単身化の進行で、お年寄り世帯が増加し、若年人口の流出により、いわゆる除雪弱者の負担を少しでも軽減しようとして、この冬新たな除雪等情報提供システム、いわゆるGPS装置を導入し、思いやり除雪の施行を始めたわけでありませうが、その効果と今後の課題などについてをお伺ひいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど木村議員からありませうが、29年度から除雪情報システムということで、GPSを搭載して、さらにこのシステムに要介護度3以上の独居高齢者の住宅位置情報を登録したスマートフォンを除雪車の重機に備えつけて、除雪作業に出動をして、これらの住宅付近に差しかかったときにスマートフォンから警報アラームが鳴って、この世帯の間口に極力雪を置かないようオペレーターに知らせる仕組みになっているわけでありませう。また、出動中の除雪車が現在どの場所で作業を行っているか、インターネットで確認ができる機能も搭載をさせていただきます。

この思いやり除雪については、対象となる市民の方からは大変好評を得ているわけでありませう。好評を得ているわけでありませうけれども、間口に雪を置かないようにするためには、除雪車の走行スピードを下げ、また排雪板の角度を細かく調整しながら走行する、あるいは間口に雪を置かない分だけ雪押し場への移動回数もふえていくということになりませう。

この間口除雪の対象者は、約80件でありませうでしたが、今後その対象が拡大していくということも要望が出てくるのではないかといいふうに思ひませう。現在の除雪車の台数、あるいは雪押し場の確保の状況のまま、

その対象を拡大した場合には、なかなかその本来の目的であります市民の皆さんの出勤前の道路除雪を完了していくということが不可能になる可能性も懸念されるというようなところがありますので、今後に向けて対応をいろいろ検討していく必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますし、もっと高齢化が進んで対象を広げてほしいという要望が当然出てくると思いますけれども、やはり私も除雪のオペレーターの話を書き聞きますと、なかなか個人情報が絡んできて、どこだということも教えられないし、なかなか大変だというふうな情報もございますけれども、便利になったことは確かでございますので、今後の御利用の仕方をもうちょっと考えていただければ大変ありがたいと思います。

それでは、続きまして第4問に入ります。

前問の質問とちょっと重複する部分も少しはあると思いますが、市民から要望の高い間口除雪についてを伺います。

道路除雪は、雪国にとってどうしても必要な仕事であります。誰かが除雪というものを負担しなければ、市民は生活に欠かせない国道、県道、市道までに到達しないわけで、利用することさえままならないわけでありまして。特に、自宅の間口に残された雪はかたい上に重く、お年寄りが片づけるには大変な労力になるわけです。

寒河江市の最近の高齢化率を見ると、30.7%でございます。県内35市町村の低いほうから4番目でございますが、これが一旦中山間地になると、田代地区が53.7%、幸生地区が44.4%になり、単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯がどんどんふえてきております。この雪対策が移住に結びついている要因でもあると思われるわけです。こんな点から、間口除雪について、本

市でも今後どんな対策を考えているのかをお聞きします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、この除雪の一番の目的というんですか、やっぱり通勤時間帯まで、それまでに終了させていかなければならないという一つの使命があるわけでありまして、これまでもその除雪路線が順次延びていることがあって、開始時間を早めていただいたり、あるいはその受託していただいている業者の方をふやしたり、あるいは台数をふやしたりということで、そういう目的を達成できるように努力をしております。

また、今そういう中でも、新たな課題ということになりますと、オペレーターの方が高齢化している。なかなかかわりの人がいない、あるいはそういうベテランの方が少なくなっているというようなことで、逆に若い方がなり手が不足をしているようなことも、人材が不足しているということもあります。また、雪押し場などについては、新しい新興住宅地などについてはなかなか確保できないということもあろうかというふうに思います。

そういった中で、間口除雪のほうを拡大していくということに考えますと、ただ単に台数をふやして人をふやしていくという机の上だけのことはなかなか難しいということも考えられますので、我々としてはそういう努力をしていながらも、市民の皆さんからもある程度理解をしていただいて、協力をしていただく部分というのが新たに出てくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 全く今市長がおっしゃるとおりでございますけれども、間口に雪を残さないように何らかの配慮をしているというのが、県内35市町村では約8割に当たる27市町村に上っているということでございます。人口や財政規

模など、各自治体で抱える事情は違うわけですが、高齢化は確実に進んでいくわけですので、新たな住民ニーズが今後も高まることは確実であります。今後は福祉課題として問題を捉え直し、予算を充てるとかいうアプローチを活発化するという取り組みも必要になってくるのではないのでしょうか。

続いて、第5問に入ります。

排雪場所についてお伺いいたします。

現在、市内には排雪場所として3カ所設けられているわけですが、豪雪になった場合には、臨時的にもう1カ所を設けているというのが通常かと承知しております。現在、白岩・高松・醍醐地区の排雪場所は、国道112号線と287号線が交わる高松跨線橋5差路付近の八鍬河川敷にあるわけですが、入り口が狭隘であり、カーブが多く、見通しが悪く、排雪車の大きさでは交差もできない状態であります。特に、土・日曜日に集中する排雪は、入り口の付近で渋滞が激しく、往復に大変な時間を要するわけで、ついやってはいけない寒河江川や実沢川に捨てて、県のパトロールに注意され、困惑しているような現状でございます。

統計的に見ても、本市の一番雪が多い地区であり、要望は何回かお願いしているわけですが、一歩前に進んだ御回答をいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内の雪捨て場については、御案内のとおり寒河江川それから最上川の河川敷に3カ所、通常は設置をしているわけですが、その1カ所が御質問の高松八鍬地内の寒河江川河川敷というふうになっているわけでございます。

御指摘がありましたとおり、その進入路が河川管理用道路を活用したものとなっているために、余り幅員が広くなくて、大型ダンプカーな

どが通行するにはすれ違いができないというようなところでもあります。また、この進入路、大きくカーブしているために見通しが悪くて、その雪捨て場に入る車と出る車が進入路の途中で鉢合わせをして立ち往生するなどということ、渋滞が発生してしまうなどということが間々見受けられているところでございます。

この高松・醍醐・白岩地区は、御指摘のとおり市内でも降雪が多い地帯でありますので、この現在の八鍬雪捨て場をもっと利用しやすくしていく方法はないのかどうか、どうしたら利用していく、利用しやすくなるのかどうか、また河川敷のみならず、新たに雪捨て場として活用可能な場所はないのかどうかなどについて、関係機関と十分協議を重ねながら協力要請などをしていく必要があるというふうを考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。本当に雪が今はないわけですが、こういうときに質問するのもどうかと思っておりますけれども、雪対策は課題を挙げればきりがなくございまして、住みなれた土地に安心して住み続けるには、今後は流雪溝の整備や消融雪装置の普及やロボットも含めた先進技術の開発・導入も考えなければならない時代に来ているのではないかと思います。

今後は、超高齢化時代になってくると、間口除雪やGPSの搭載など、先ほど申しあげましたように福祉課題として問題を捉え直し、予算を獲得しなければならない時期に来るのではないかと思います。今後ますます除雪対策に対しては御理解いただくようお願い申しあげまして、第1問を終わらせていただきます。

○内藤 明議長 木村議員、ちょっとお待ちください。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○木村寿太郎議員 続きまして、通告番号10番、市内の中学校に配置される部活動指導員についてをお伺いいたします。

ことしも4月7日に、市内3中学校の入学式がありました。新1年生が希望に満ち、胸を膨らませて入学してきたのかと思っております。中には、小学校のスポーツ少年団や地域のスポーツクラブとはまた違った部活動に入部することを楽しみに、期待を持って入部する生徒がほとんどかと思えます。しかし、いざ入部してみても、月日がたつにつれ、現実のギャップに悩む生徒も今後はいるのか心配でもあります。

それでは、第1問を伺いますが、1日目、同僚議員の國井議員と重複する部分があると思えますが、よろしくお伺いいたします。

では、第1問、市内の中学校に配置される部活動指導員についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

部活動指導員の配置につきましては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、今年度から本格的な運用が始まっているところでございます。

この制度化の背景には、日本の中学校教員の勤務時間がOECD参加国の中でも最も長く、特に部活動と課外活動への指導時間が長いということ、OECD平均では2.1時間ですけれども、日本におきますと1週間当たり7.7時間というふうなことで長くなってございます。

また、運動部活動の顧問でございますが、日本体育協会が調査したものによれば、保健体育以外で当該部活動の競技経験がない者が46%というふうな現状にございます。

ことしの3月にスポーツ庁から出された運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの中に、教員の多忙化にかかわって、部活動の休養日の設定について週当たり2日以上休養日を設けることとか、1日の活動時間を長くとも平日で2時間、休業日は3時間程度として、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な活動を行うということが示されております。このガイドラインの中にも、議員からございました部活動指導員についての記述がございます。ガイドラインに明記されておりますように、今後の部活動のあり方については、国を挙げて課題を整理、改善していく動きになっておりますので、この部活動指導員についても、教員の働き方改革の一環として注目度が高いというふうに推察しております。

本市の現状でございますが、配置につきましては、先日の一般質問でもお答えし、繰り返すにはなりますが、7月より3名の指導員を市内の3つの中学校に1名ずつ配置する予定であり、本定例会においても寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正の議案を上程しているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございました。

今教育長からも御答弁ありましたように、大体内容としては部活動の活動時間については平日2時間、土日においては3時間以内とし、週2日以上休養日を設けるような指針案かと思いますが、短時間で効率的な練習を促すことで、生徒のけがを予防し、勉学など部活以外での機会を確保し、顧問教員の過重労働も減らす目的かと思われまます。

続いて、第2問に入ります。

いろいろな資料などによると、これらが本年度から実施ということで本格的に始まるわけですが、部活動指導員、県内他市町村の配置の進

捗状況はどうなっているかをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動指導員の運用につきましては、今年度から開始されました文科省の働き方改革推進事業の一環として進められており、国・県・市町村が事業主体となっております。

部活動指導員の報酬につきましては、国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担し、事業を進めてまいります。

県の今年度の事業方針としましては、県内公立中学校98校のうち、その2分の1、半分に当たる49校に1名ずつの指導員配置を行おうとしております。事前の市町村の意向調査によれば、今年度は本市を含め21市町村がこの事業に手を挙げているというふうに聞いております。県として、来年度までには県内全ての公立中学校へ1名ずつの配置を予定しているところでありますが、本市としましては今年度中に、先ほど申しあげましたけれども、市内3校全ての中学校に、市独自の持ち出し分の予算も含めて部活動指導員1名ずつを配置していきたいというふうに考えているところでございます。

先週5月28日に、本市を含めた教育事務所管内の事業参加教育委員会を対象にして研修会が開催されて、制度の趣旨、部活動運営、指導について理解、確認をしたところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 どうもありがとうございます。

県内では21市町村ずつに配置されるということでございますけれども、来年からは各1校1名ずつというふうに理解してもよろしいのでしょうかと思いますけれども、それでは第3問に入らせていただきます。

地域によっても変化は違うでしょうが、各中学校とも生徒数の減少により部活動の種類や数も少なくなり、その配分にも事欠く状況かと思っております。市内3中学校の運動部における生徒数

の現状と、顕著な成績と部活動の種類の変動などについてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市内3つの中学校の運動部活動の状況についてお答え申し上げます。

市内の3つの中学校とも、運動部、文化部含めてでございますが、部活動には全員加入ということが原則になっております。

まず、初めに市内の生徒数、加入状況でございますが、市内3中学校で運動部に加入している生徒数の割合は、今年度につきましては82.9%ということになります。ですから、そのほかは吹奏楽部等の文化部に所属しているということになります。

また、部活動の種類でございますが、各中学校ごと申し上げますけれども、陵東中学校におきましては10種類、男女別14の運動部がございます。人数別で見ますと、その中の陸上アスリート部が50名前後と多くなっております。この陵東中学校の陸上アスリート部につきましては、学校の部活動にはない競技、例えば硬式野球、サッカーのクラブチーム、カヌー、あるいはゴルフ、ダンスで、ふだんは外部のクラブで活躍している、活動している生徒が加入しております。外部で活動がないときは校内で基礎トレーニングなどを行っているということでございます。

陵南中学校でございますが、12種類、男女別17の運動部がございます。人数で見ますと、ここ数年はソフトテニス、卓球が男女合わせて約70名程度、サッカーと陸上が各50名程度と部員数が多い状況になってございます。逆に、10年ほど前には約70名ほどいた野球部は、現在では20名ほどに減少しております。

陵西中学校でございますが、5種目、7つの運動部がございます。運動部活動の人数については、ここ二、三年は大きな変化はないものの、他の2校と比べると部員数はどの部も少ない傾

向にございます。生徒数の減少による部活動の休部・廃止につきましては、過去10年のスパンで見ますと、陵西中学校におきましては柔道部が平成19年度より休部となっております。また、平成29年度からは、それまでありました総合運動文化部、先ほど申しあげた陵東中学校でいえば陸上アスリート部のようなものでございますが、この陵西中学校の総合運動文化部につきましては、29年度から募集を停止しているというふうなことでございます。

次に、運動部活動の成績でございますが、市内3つの中学校ともに、県大会には西村山地区代表として、団体・個人を含め多くの生徒が出場し、上位入賞などを含めすばらしい成績をおさめておりますので、ここで申しあげるとも枚挙にいとまがないという状況でございますので、昨年度の東北大会出場以上の顕著な成績のみを申しあげたいというふうに思います。

東北大会には、陵南中学校は個人で水泳、陸上、新体操、柔道などが出場し、新体操と柔道では全国大会に出場しております。陵東中におきましては、水泳、陸上、柔道で東北大会に出場しております。陵西中学校につきましては、男子バレーボール部が東北、全国大会に出場しております。

本市中学校の運動部活動の成績を見ますと、県大会、東北大会そして全国大会というふうなことで、個人・団体を含め数多くのすばらしい活躍と成績をおさめ、生徒の頑張りを賞賛したいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今成績まで教えていただきまして、ありがとうございます。

やはり、こういうふうになると、生徒さんのやっぱり価値観というのも時代とともに大きく変わってきているかなと思いますし、スポーツ少年団とか、やっぱり今教育長がおっしゃった

ような部活動の方向に行くということは、多種目にわたりいろいろな形でスポーツに参加するということが本当にいいことだなと考えております。

それでは、続きまして第4問、完了していただきますので次の質問を伺います。

私個人的にも思っておりますが、新聞記事にも時々掲載されておりますように、日本でもロンドンオリンピックでの多くのメダルを獲得し、終了後に各地で行われるメダル獲得者によるパレードや、地元の声援による盛り上がりがスポーツによる感動を生んでいるのかと思われまます。非常に国民の関心が高まっているのも、このスポーツの競技に対する皆さんの感覚かと思っております。

それにも増して、オリンピックの競技の種類が多さというものには、私もちょっと驚いているところでございますが、その分可能性を秘めた若い方々の意気込みや思いも大きいのかと思われまます。社会情勢や、もちろん友人との関係などは大きく影響するのですが、そんな意気込みにも心強く思っている1人でございます。

それでは、第4問、中学校生徒が望む最近の運動部活動の傾向についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげましたとおりでございますが、市内の3つの中学校では、運動部、文化部含めて既存の部活動への全員加入ということの基本としておりますが、現状を見てみますと、中学校に設置されている部活動以外のスポーツ競技等に参加している生徒もおります。例えば、硬式野球やサッカー、あるいは陸上、新体操などで、同じ種目であっても、より専門的な技術向上を目指して外部のクラブチームに加入するなど、生徒のニーズも多様化しているということも事実であろうというふうに思います。

また、近年、卓球やテニス、陸上、水泳など

の個人種目において、オリンピックや世界大会において日本人選手の活躍が多く見られるようになったこともあり、子供たちの興味、関心にも少なからず影響があるというふうに思われます。市内3中学校の今年度の運動部活動の入部状況を見ますと、先ほどと重複しますが、ソフトテニス、卓球、サッカー、陸上への入部が多い傾向が見られ、スポーツや運動部活動への考え方へも多様化が見られるとともに、生徒の好むスポーツのニーズにも変化が生じているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 先ほど来、今お聞きしていますと、やはりスポーツに対する感覚というのが、やっぱり時代とともに本当に大きく変わってきているなと思いますし、私らもスポーツ少年団なんかつくった経過があるわけですけれども、その経過を見ても、あの当時昭和54年ころだったと思いますが、そのころにしてみましても、ほとんどの方が野球部に入っていたのかと、私も1学年大体、あの当時で小学校4年生、5年生、6年生で大体60名ぐらいいたんですね。それが、今完全に少子化でスポ少でも消滅してしまいました。そんな傾向を考えると、今後というのはやっぱり季節ごとに異なる競技を行ったり、体力づくりを目的としたりするなど、過度な練習を避けたい生徒も参加しやすい運動部の一種を考えたりすることも必要になってくるのではないかなというふうなお話を伺ったことがあります。そのようになると私どもとしても寂しいなと思うのが感想でございます。

それでは、第5問に移ります。

私も保護者の方々から、部活動の指導者や担当者の指導についていろいろ御相談を受けることがあります。現状では、部活動の種類もたくさんあるわけで、担当者の中には、その競技の経験のない方も当然いるとお聞きしております。

本市の現状では、担当者の競技経験者というのはいくらぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 教員の競技経験者ということについてでございますが、初めに競技経験者という考え方、定義といいますかその考え方について申し上げます。競技経験者とは、運動部活動を指導する顧問が、当該競技について指導資格とかライセンスを持っているということではなくて、顧問が中学校や高校で当該部活動の経験があるとか、また大学では当該競技の経験があるという意味で、競技経験者という文言を使わせていただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

市内の3つの中学校への聞き取り調査によりますと、競技経験者の割合は学校によってもやや違いはありますが、約40%から45%の範囲ということになっております。先ほど、全国的には担当部活動の競技経験がない教員の割合を、日本体育協会の26年度の調査で申しあげましたが、それが46%ということでありますので、逆に言えば100から46を引いた54が、全国的には競技経験者ということになりますので、これを比べますと、市内の3つの中学校の競技経験者はやや少な目なのかなというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。

やはり、この今教育長の報告を聞いてみましても、教員はオールマイティーではないなというふうな感じはするわけでございますけれども、しかし生徒からすれば、未経験者の担当であれば、自分の競技力の向上は多くを望めなくなる可能性というのは大きくなるのではないかと思いますし、中学校に入って部活動で成長して、高校、大学への運動部へのステップとしたいという大きな希望を持って入学した生徒、保護者

の気持ちもちょっと複雑になってくるような感じがしております。

そこでお聞きますが、市内の3中学校の未経験の部活動担当者に対する指導方針などはあるのか、あるとすればどのような形で行っているのか、そしてまた各学校にお任せしているのかなどをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動につきましては、平成29年3月に告示されております学習指導要領の解説によれば、教育課程外の学校教育活動というふうにされております。教育課程外の学校教育ではありますけれども、学校教育の一環として教育課程との関連を図るようというふうに留意されております。

このように、部活動は集団の中で異なる年齢の生徒同士、生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなど、極めて教育的価値が高い教育活動でございます。また、この学習指導要領には、地域の人々の協力、社会体育施設や社会教育団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行って、持続可能な運営体制が図られるようにするというふうにも明記されておりますので、部活動の経験のある、なしにかかわらず、教員のみが指導にかかわるのではなく、その他の関係機関とも連携を図りながら体制を整えていかなければならないというふうに考えているところであります。

このようなことから、教育課程である体育に関する指導力の向上のための教員研修は、体育の教員には体系的に設けられてはおりますけれども、部活動指導は、先ほど申しあげましたように学校教育の一環として位置づけられているものの、学習指導要領上は教育課程には含まれないというふうなものでございますので、教員を対象とした部活動の指導の専門的な研修は、県や本市を含め各市町村では実施されていない

というのが現状でございます。

ただ、各種競技団体や各種目の競技会、または競技専門部が主催・共催して行う指導者講習会とか審判講習会などは開催されておりますので、教員は自主研修として参加して、指導者としてのスキルアップに努めている状況でございます。また、顧問によっては、余暇を利用しながら意欲的に自主的な研修を行って、指導力向上を図っている者もございます。

いずれにしても、競技経験のない教員にとっては、みずからの指導力のスキルアップは自主的・自発的な研修による研さんに頼らざるを得ない現状にあり、こういった意味からも教員の働き方改革というものが必要になっているゆえんだというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。そうすると、やっぱりこういう部活動指導員の必要性というのがだんだん迫ってくるのかなという感じがしておりますので、全く今ちょうど好機のとときかなというふうな感じもしております。

それでは、第6問に移ります。

新指導者の選定、部活動の指導方法については、第1日目の國井議員からの質問で伺っていますので割愛させていただきますが、新しい部活動指導員の制限などを含んだ待遇についてなどをお聞きいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動指導員の待遇と申しますか勤務につきましては、1週間当たり3日間、1日当たり2時間としておりますが、実際の勤務の割り振りににつきましては、各学校の実態に応じた設定ができるものというふうになってございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 待遇というのと、そのように理

解していいのかわかりませんが、こちらで理解したいと思います。

新しくなる制度であるために、先ほど教育長からも話ありましたように、条例変更などの複雑な手続があるのかと思いますが、手当の支給でございますが、現況の担当制教員とのかかわりもあり、またテスト段階ともお聞きしております。十分な体制づくりを期待したいと思います。

それでは、第7問に入ります。

スポーツ庁などの部活動指導員の制度化についての資料を見せてもらいますと、中学校、高等学校などにおいては校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などを行うことを職務とするところがあるが、担当教職員といわゆる部活指導員との位置づけ、責任の度合いなどについてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 担当教職員と部活動指導員の役割分担等につきましては、教員の働き方改革の一環としての顧問教員の負担軽減を主な目的として、学校の実態に応じて運用されるものでありますので、1つの部活動の顧問として、あるいは複数にまたがる部活動の顧問の支援としての勤務が期待されているところであります。

部活動指導員には、先ほどありましたスポーツ庁のガイドラインの基本的な考え方を踏まえながら、各中学校の部活動方針、サービスなどを遵守するとともに、生徒の安全、事故対策への体制を確認した上で、当該校の部活動の実態に応じた効果的で効率的な運用が期待されております。単独での大会引率、顧問が不在での指導も可能であることから、技術的な指導のみならず、生徒の発達段階、個人差に対する心身の問題に寄り添いながら、顧問教師や外部指導者と連携をしながら、保護者とも共通理解を図るようになっておりますので、従来の外部コーチ以上に責任の度合いは高いものであるというふうに思

われます。だからこそ、このような部活動指導員の配置によって、チーム学校による部活動指導の効果的な運営が図られていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 それでは、時間も迫ってまいりましたので第8問に入りますけれども、本市においても少子化がどんどん進んでおります。特に、陵西中学校においては全学年で生徒数が本年度141名であります。これは、現在の陵東中学校の3年生の生徒数140人とほぼ同数です。全体としては陵東中学校の3分の1以下だというふうに理解しておりますが、現在2年生は全員で43名で、あと1名で1年生のときに2クラスになれるところでしたが、現況1クラスという状態で、陵西学区には今議員が4名おりますが、授業参観などを一緒にいつも研修させてもらっておりますが、現在の教室にはすし詰め状態でちょっとかわいそうかなという感じがしております。学科によっては2つに分けて授業を行っておりますが、1クラス減少になったことから、教職員の3名も減にもなっております。

この制度によって学校現場も期待できるかと思いますが、この少子化が進んでいく中で、今後の部活動のあり方がどうなるのかを教育長にお伺いします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員からございましたように、今後少子化が進んで、そして先ほど申しあげましたような、子供たちのスポーツに対するニーズの多様化なども鑑みますと、これまで行っていた部活動が今後も持続可能なのかということについては、問題は深刻であるのかなというふうに思っているところであります。

まず、部活動の顧問につきましてであります。部活動にとっては指導者が確保されて、しっかりとした指導体制が組まれるということは、子供たちにとっては何より重要なことだとい

うふうに思っております。しかしながら、先ほど陵西中学校の例にもございますとおり、県費負担教職員の教職員定数につきましては、義務標準法をもとにした県の基準により配置されておりますので、学校の規模にもよりますけれども、1学級減により1から3名の定数が減少する場合もございます。学級が減っても、部活動は現状のままであるとすれば、部活動に大きな影響が出てくるということも当然のことだということふうに思っております。

こういった学級減による教職員定数減のような場合につきましても、この部活動指導員の配置につきましては大変有効である制度であるのかなということふうに考えているところでございます。

また、今後の部活動の例えば休部または廃部といった状況なども考えられるのかなということふうに思いますが、県の中体連では平成20年度より、部員不足のために単独校ではチーム編成ができず、大会出場のない生徒たちに活動の場を保障するというので、2校合同チームでの出場を認める救済措置がとられております。

昨年度は、県中体連総合体育大会男子バレーボール競技におきまして、櫛引中と鶴岡四中が合同で出場しておりますし、ソフトボールにおきましても天童一中と天童三中が合同で出場しております。西村山地区内では、中体連主催の大会ではありませんが、平成27年度の西村山地区協会会長杯バレーボール大会女子におきまして、朝日中と西川中が合同チームで出場した例がございます。ただ、これらの例は恒常的に継続できるものではないということふうに考えております。

部員が減少する部にあっては、部活動存続のあり方の方向性はどうかあるべきか、存続廃止する場合には、納得性ある基準はどうかあるべきかなど、今後の部活動運営のあり方については顧問、コーチだけではなく、当該部活動にかかわる関係者、あるいは小学校時代に指導

したスポーツ少年団の指導者、保護者や地域の方々も含めて幅広く丁寧な議論し、慎重に取り組まなければならない問題であるということふうに感じております。

いずれにしましても、現状と今後考えられる状況をしっかりと分析し、教職員、生徒、保護者、当該スポーツにかかわる関係者、OB、地域住民が十分に共通理解をし、納得感を持って方向性を定め進めていくことが大切であるということふうに考えております。

教育委員会としましても、適切に指導、助言しながら、学校の対応をしっかりと見守り、支えてまいりたいということふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。

今教育長の説明にありましたように、それぞれの生徒が今以上の技能を高め、記録に挑戦しようとすることは必然なことでもあります。そのことを学校は指導、支援しなければならないわけで、問題となるのは指導者が大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障を来してくるといういろいろな課題が出てくるわけですが、また生徒、保護者、地域、競技団体などの意識や価値観も多様化してきております。少子化により、運動部活動を取り巻く環境もさまざまな課題がますますふえてくるわけでございます。速やかな対応を御期待申しあげまして、はしょって申しあげましたが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

柏倉信一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号11番から13番までについて、16番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 今定例会最後の一般質問となり

ました。私にとって、このたびの質問が何十回目の質問になるのか把握はしておりませんが、一般質問のトリをやらせていただくのは初めての経験でございます。適度な緊張感を持ちながら質問に入らせていただきたいと思いますので、おつき合いのほどをお願いいたします。

通告番号11番についてお伺いいたします。

今年度より、市民への再生可能エネルギーの普及を図ることを目的として、新たな補助金が設置されました。このたびの取り組みを理解すべく、特に太陽光発電について少し勉強をさせていただきました。地球温暖化が深刻さを増す中、我が山形県でも環境に優しい太陽光発電システムを設置する家庭がふえているようです。

改めて申しあげるまでもないことですが、日本は石油、石炭などのエネルギー資源のほとんどを諸外国からの輸入に頼っているわけで、こうした化石燃料はいずれなくなってしまう。一方、太陽光発電は、こうした心配は皆無であり、将来の国産エネルギーとして期待が寄せられています。何より、発電の際、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を全く排出しないため、環境に優しいクリーンエネルギーとして注目を集めています。私が調べた資料によれば、太陽光発電を4.3キロワット設置した場合、年間18リットルの石油缶で約57個分のCO₂が削減され、杉の木約163本の植樹効果に匹敵すること。我が寒河江市の新たな取り組みは的を射たものと言えます。

太陽光発電のシステムはシンプルであり、シリコンなどの半導体に光が当たると電子が飛び出し、電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用して、太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換して発電する仕組みです。太陽光発電により発生した直流の電力は、パワーコンディショナーによって家庭などで利用できる交流の電力に変換され、さまざまな家電製品などに消費され、余った電力、いわゆる

余剰電力は売ることができます。

さて、そこで伺います。この太陽光発電システムは、現在どのくらい設置されているのかお伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内でということだというふう
に理解をさせていただきますが、現在市内で東北電力と売電契約をしている世帯の数は678件
であります。寒河江市内1万3,983世帯の4.8%
になっているところでございます。そのうち、
ちょっとデータがはっきりわかるのは、平成26
年から29年度までに県の再生可能エネルギー等
設備導入事業費補助金を受けて太陽光発電設備
を設置した件数は171件ということでございま
す。このうち、4件については蓄電池設備もあ
わせて設置しているという状況になってござい
ます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。この数
字が多いのか少ないのかでございますけれども、
次にこのたびの補助金は、現在の数字で結構で
すが、どのくらい申請されているのかお伺いを
いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の補助制度、今年度
に新設をしたわけでありましてけれども、5月末
時点での申請件数は、太陽光発電設備は5件、木
質バイオマス燃料機器、電源を必要とするペレ
ットストーブであります。1件の申請があり、
これは交付決定をしております。なお、改めて
申しあげるまでもないですけれども、再生可能
エネルギーの整備導入事業費補助事業について
は、予算措置として太陽光発電設備が40件、蓄
電池設備が3件、木質バイオマス燃料装置は電
源あり、電源なしそれぞれ4件を予算措置をし
ているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 本当に新規事業として今年度か

ら始まったばかりの補助金でございますので、出だしとしてはこんなものなのかなというふうに思いますけれども、このたびの新設された補助金の内容をよりわかりやすく周知することが必要と考えます。前段で申しあげたとおり、特に太陽光発電が注目されているわけ、理由を端的に表現すること、また県の補助金と併用できることなどは最低限の部分と思いますが、周知の方法、内容についての見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柏倉議員からも御指摘ありましたが、太陽光発電というのは限りある化石燃料に依存することなく枯渇の心配のない太陽光エネルギーを利用して発電を行うということで、将来の国産エネルギーとして期待をされているわけであります。また、二酸化炭素を全く排出しないということで、環境に優しいクリーンエネルギーということで注目をされているわけであります。そういう意味で、温室効果ガス排出量の削減を図るために、とりわけこの太陽光発電設備の導入というものを促進するということは、我々にとっても急務であるというふうに考えています。

この補助制度を利用していただくための趣旨、それから内容の周知については、御指摘のとおり補助率とか補助対象経費などの制度の概要ばかりのみならず、もちろん県の補助制度と併用することが可能であること、あるいはさらには太陽光発電の仕組み、設備設置費用はどのくらいかかるのか、あるいは冬でも発電できるのかなどの発電設備導入に当たっての素朴な疑問などにも対応していくデータや具体例などを、ホームページなどに掲載して周知をしているところではありますが、今後は市報などへの掲載、あるいはチラシの配布などによって、より一層周知を図って普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今後の周知の方法等々に関して答弁をいただきました。最近、太陽光発電の普及がやや停滞ぎみとなっているというふうに私も感じておるところですが、その理由の一つに売電価格が下がっていることが大きな要素というふうに思われるわけですが、売電価格も下がっていますが、システムの設置価格も下がっております。まして、このたびの補助金は県の補助と併用できるということで、また雪国にあっては冬期間降雪の影響なども、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり懸念されておりましたが、最近は融雪太陽光パネルなるものも登場してきたようでございます。こうした部分もぜひ周知の中に入れてほしいと考えております。

この質問の最後になりますけれども、このたびの補助金は太陽光発電とあわせて蓄電池設備を設置した場合に限り、蓄電池設備にも補助金が該当することとなっておりますが、災害時などに有効に活用でき、より効率的に太陽光発電を利用してもらうこと、また現在のシステムの普及率等々を加味すると、蓄電設備単独でも補助金の対象とすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、太陽光発電のシステムにつきましては、日中の明るい時間に発電を行い、余った電気を電力会社に売電をすることができるわけでありますけれども、夜間など発電ができない時間帯は電力会社の電気を使う、使用するということになるわけであります。そこで、太陽光発電の電気をより効果的に使用するために、蓄電池設備が普及してきたところでございます。日中に発電した電気を蓄電して、使いたいときに使用できますので、災害時への備えにも有効な手段だというふうに思っているところであります。そういうことから、

御指摘のとおり近年は太陽光発電設備とセットで設置をしていく傾向にあるわけであります。

そういった観点を踏まえて、市の補助制度につきましても、太陽光発電と蓄電池設備をセットで設置をした場合に対象としているところがございます。逆に言えば、蓄電池設備を単独で設置をした場合は対象となっていないというのが今の制度でございます。

蓄電池設備については、まだまだ高額な設備ではありますが、今後御指摘のとおり、既設の太陽光発電設備に設置する単独の蓄電池設備についても増加していくことが予想されますので、市としても状況を見ながら対応を検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 ぜひ、そのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここまで、いろいろと太陽光発電に関して申しあげさせていただきましたが、マスコミ初め我々政治の舞台でもたびたび話題となる脱炭素、脱原発問題を、市民一人一人が身近な問題と捉え、子や孫に枯れることのない自然エネルギーである太陽光発電が普及することを願いたいものです。一説によれば、国民1人当たり太陽光発電1,000ワットを達成すれば、原発の発電量に匹敵するという説もあるようです。こうした観点から、我が寒河江市が新規事業として計上した再生可能エネルギーの補助金が有効活用されることを念じたいと思います。

次に、通告番号12番、公文書の保存についてお伺いいたします。

寒河江市文書取扱規程によれば、保存されている公文書は、非常時に際していつでも持ち出すことができるようあらかじめ準備し、紛失、火災、盗難などの予防を完全におこなねばならないとなっており、保存期間は公文書の種類によって永久、10年、5年、1年となっているようですが、現在公文書の保存年限ごとの量や

保管場所、保管年数、終了後の文書はどのように廃棄されているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、公文書の保管については、寒河江市の文書取扱規程に基づいて保存年限を定めて管理をしているところがございます。保存年限については、先ほどありましたが、永久、10年、5年、1年ということで4つに区分をしております。平成29年度末での公文書をつづる簿冊件数がありますが、これは3,100件でございます。そのうち、永久保存の簿冊の占める割合は約10%、10年のものは約5%、5年のものは約74%、1年のものは約11%というふうになってございます。

それから、公文書の保管場所でございますけれども、もちろん市役所の庁舎内にも保管をしておりますが、庁舎は限られているということがありますので、そのほかフローラ・SAGA E、さらには浄化センターなどに保管場所を確保して保管をしているところがございます。

それから、保管年数終了後の文書の廃棄についてでございますが、毎年度公文書の適正な管理と保管場所確保のため、文書を通知をいたしまして、各課において適切に廃棄をしている状況になってございます。廃棄する文書につきましては、保存文書廃棄簿を各課で策定をして、決裁の後、リサイクル可能な文書を除いて直接クリーンセンターのほうに持ち込んで廃棄をしているということになっております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 やっぱり、私が想像したとおり、大変な量だなというふうに思いながら答弁を伺ってまいりました。保管、管理も大変な労力、時間、経費を要するものというふうに解釈をさせていただきました。

さて、こうした部分に大変な力を発揮するICTの普及は大変なものであり、どんどんデジタル化を進めるべきと考えます。現在、議会改

革活性化検討委員会においても、議会図書室にある関係文書なども順次スキャンして、将来的にデジタル保存すべきではないかとの議論が始まったところであります。行政のスリム化、効率化、コスト削減など、さまざまな面を考慮して、できるだけ早い時期にデジタル保存体制を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その公文書のデジタル保存についての御質問でありますけれども、寒河江市におきましては平成28年度から文書管理システムというものを導入をして、文書番号を採番する重要な文書については、文書管理システムにおいて管理をし、デジタル保存を進めているところでございます。全ての文書をデジタル保存していくということが理想であるわけでありませぬけれども、市民の皆さんあるいは事業者などからの紙ベースでの申請文書、あるいはサイズが大きくてデジタル保存することが難しい図面などについては、紙文書で保存をして文書管理システムと併用して運用をしているところでございます。

また、国の会計検査や県の検査などの対応が必要となるものについては、やむを得ず紙文書で保存しているものがあるわけでありませぬが、可能な限り文書管理システムを活用していくよう、今取り組んでいるところであります。

しかしながら、過去の文書にさかのぼってデジタル保存していくということになりますと、なかなか多額の経費もかかるということで、今後の検討課題というふうに考えているところであります。デジタル保存の特性である検索の機能を活用した円滑な情報公開制度への対応、さらには紙やトナーなどの資源削減などデジタル保存の長所を生かしながら、引き続き適切な文書管理に基づいて市民に開かれた市政運営というものを進めてまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

○柏倉信一議員 午前中の答弁で、平成28年から文書管理システムを使用しているということをご頂戴しました。残念ながら、どのようなシステムなのか、私よく承知しておりませぬけれども、いずれにしましても本格的に進めるに当たっては、文書取扱規程の変更、国・県などとの関係、要する費用の問題など、さまざまハードルがあることは私も承知しておりますが、いずれ近い将来本格的なデジタル化になるのは時間の問題というふうに思います。

先ほどの答弁では、保存されている大半は3種、保存期間が5年のものが大半のように伺いました。現在抱えている莫大な量の公文書をさかのぼってデジタル保存することは、予算的にも大変厳しいことは承知しておりますが、今年度分や来年度分の公文書をデジタル保存することは、そう難しいものではないというふうに考えております。今後、なお一層本格的なデジタル保存に進めるべきというふうに考えますが、改めて市長の御所見をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 午前中の御答弁の中でも申しあげましたが、公文書をデジタル保存することのメリットというものは、柏倉議員も御指摘であります。十分そこは認識しているところでありますので、平成28年度から進めております文書管理システムの適切な運用というものを進めていきたいというふうに考えておりますが、先ほど申しあげましたが、現存する全ての公文書をデジタル保存するということはなかなか難しいと

いうふうにも考えております。そのためにも、事務機器の増設も必要でありますし、職員にもその分負担がかかるというようなどころがあるかというふうに思います。現在進めているデジタル保存などを一層進めながら、また今後も国や県、あるいは他の市の状況などを十分調査をさせていただいて、できるだけデジタル保存を進めるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。私の意図するところは十分御理解をいただいておりますというふうに解釈をさせていただいたところでございます。改めて申しあげるまでもないというふうに思いますが、世はまさにICTの時代ということで、こういう分野に関しては積極的な取り組みが必要だというふうに思うわけでございます。

通告番号13番、寒河江マザーズ支援拠点整備事業について伺います。

昨年度あたりから、我が寒河江市に視察に見える自治体はかなりふえてきました。視察項目も多岐にわたり、これはとりもなおさず本市の施策が他の自治体から高い評価を得ている証拠であり、また視察数がふえることで本市の交流人口拡大にもつながるわけで、大変喜ばしい限りであります。これまで市民サービスの向上に努めてきた成果と言えます。

とりわけ、子育て支援の成果は確実に出てきているのではないのでしょうか。社会動態が12年ぶりにプラスになったのは、市民にとって大変明るい話題です。中でも、20代、40代の生産年齢が増加しているのは期待が持てます。高校生までの医療費無料化、第3子以降の保育料の無料化、給食費の完全無料化に向けた取り組み、移住定住支援などの施策に対する評価であり、今後は子育て環境日本一をアピールしてはと考えているところです。

こうした現況に満足することなく、市立なか保育所の新築移転が進んでいますが、小児科医療施設を併設した保育所の誕生は、子育て世代には待望の保育所となることは間違いありません。来春の開所が待たれるところです。

そこで、質問させていただきますが、このたびの寒河江マザーズ支援拠点整備事業の大きな特徴である病児保育について伺います。病児保育には3つのタイプがあると思いますが、我が寒河江市マザーズ支援拠点整備事業ではどのように実施していくのか、県内や東北地方でこうした施設はどのくらいあるのか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 マザーズ支援拠点整備事業の病児保育事業についての御質問であります。病児保育事業には病児対応型、病後児対応型、そして体調不良児対応型ということで3つタイプがあるわけでありまして。

病児対応型、すなわち病児保育というのは、症状が安定しているが病気の回復期には至っていないお子さんをお預かりする場合があります。それから、病後児対応型、すなわち病後児保育というのは、病気の回復期にあるお子さんをお預かりするものでございます。それから、体調不良児対応型というのは、保育中に体調不良になった場合に、保護者の方が迎えに来るまでの間、その保育所で緊急的に対応をとるというものでございます。

この3つのタイプがあるわけでありまして、寒河江マザーズ支援拠点整備事業におきましては、医療保育施設で病児保育を実施して、新なか保育所で病後児保育及び体調不良児対応型を実施するという予定になってございます。こうした同じ施設や敷地内で病児保育、病後児保育、体調不良児対応型を一体的に実施をしているというのは、県内におきましては三川町と庄内町の2カ所だけでございます。東北地方はどのくらいあるかというようなお尋ねでありましたが、

これは実際把握しておりませんが、まれであるというふうにも思います。

これまでも、寒河江市内では、さがえさくらんぼ子供園あいは一とに委託をして病後児保育を実施しているところがございますが、今回寒河江マザーズ支援拠点におきましては病児保育、病後児保育、体調不良児対応型を一体的に実施をするということで、さらに保育の幅が広がって、一層子育て支援につながっていくものと期待しているところがございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。県内では、三川町と庄内町でこのような取り組みをやっておられるというふうな答弁をいただきました。

取り組みとしてはやっておられても、やり方自体はちょっと我が寒河江市とは少し違うパターンなのかなというふうに私なりに解釈しているんですが、2つの町のやり方は民間が主導となった一体型の施設だというふうにお聞きをしております。いずれ機会がございましたら、私も視察か何かで三川町あるいは庄内町さんにもお邪魔をさせていただいて、勉強させていただく時間をつくりたいなというふうに思いながら答弁を拝聴しておりました。

次に、議会に示された資料によれば、このたびの施設は外見からもかなり個性の強い施設の様ですが、建物の特徴とアピールポイントはどのようなものなのかお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたび新築を予定しておりますなか保育所につきましては、地域産材をふんだんに用いた木造2階建てでございます。そして、八角形の形をした保育室等と遊戯室等から成る特徴的な建物になっているわけでありまして、この八角形のメリットといたしましては、土地が不整形な敷地でありますので、この敷地を最大限に有効利用できる。それから太陽の動きに

合わせて効率的に日差しを取り込むことができる。明るく快適な空間をつくり出すことができる。それから動線が集中的になることなどがあるわけでありましてけれども、何よりシンボル性を持つことで、長く市民に愛される建物になるのではないかと期待しているところがございます。

また、木材を使用するというので、環境に優しくぬくもりのある建物となり、内部については樹木状加工ということですが、森の中にいるような木の香りのあふれる空間というふうになります。この樹木状加工というのは、柱やはり、筋交いなど木の軸が樹木の枝のように分かれた構造ということで、こういうふうな構造になるということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

子供たちにとって、八角形の遊戯室のぐるぐる回路を走り回ったり、その樹木状加工に触れることで変化のある空間を楽しみながら、活発で創造的な遊び、あるいは豊かな想像力を育てる内容になるのではないかとというふうに思います。

また、庭のほうには築山や遊具なども設置をさせていただくのはもちろんでありますけれども、芋の畑などを設けて、育てて食べる喜びを体験させたり、ゼロ歳から1歳児専用の庭を設けたりということで、年齢ごとに楽しめる環境を整備していく予定にしております。

それから、駐車場については、地下水を利用した無散水融雪設備を導入することによって、利便性を高めるとともに、二酸化炭素排出を削減し、環境に配慮した駐車場にしていくということにしております。

こうして来年のオープンを目指しているわけでありまして、来年は年号も変わるということでもありますから、新しい時代にふさわしい特徴的な施設になろうかというふうに考えているところがございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。私は、初めてあの図面を拝見したときに、八角形という建物だったものですから、これは八幡様の下に建てるから八角形なのかななんて、かなり浅はかな見方をしたことを、今市長の答弁を聞いておまして恥じなくてはいけないなというふうに思いながら伺っておりました。自然に配慮した環境に優しい、そしてまた土地の地形というものを最大限活用した中で、あのような設計をされておるということを改めて認識をさせていただきました。

次に、ソフト面の整備についてお尋ねします。

病児保育といっても、病児の受け入れられる症状には制約が出てくると思います。また、職員の配置基準なども定められているようですが、スタッフ構成なども含め、ソフト面の整備をどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御指摘のとおり、その病児保育を受けられる症状については、ある程度の制約が余儀なくされるのではないかと考えております。もちろん、このことについては、引き受けてくださる医師の先生と相談ということになります。通常ははしか、それから水ぼうそうなどの感染性の強い病気についてはなかなか難しい、お断りせざるを得ないというような状況があるわけですが、おたふく風邪、それから風疹、インフルエンザなどについては、一定の条件のもとに受け入れるということになるかというふうに考えております。

病後児保育につきましても、病児保育と同様な考え方で、なおかつ回復期にある場合に受け入れると、こういうふうになっております。

職員の配置基準については、病児保育と病後児保育は同じ基準になっておまして、それぞれ看護師などを利用児童おおむね10名につき1名、保育士を利用児童おおむね3名につき1名

というふうに配置をすることになるかというふうに思います。体調不良児対応型については、看護師などを1名以上配置をし、預かる児童の人数は看護師等1名につき2名程度になるというふうに考えております。職員体制については、基準に従って配置をしていくという予定になっております。今のところ、病児保育、病後児保育とも定員は3名を予定しているところでございます。

今後、利用方法、条件などを整理をいたしまして、市報やホームページなどを利用して広く周知を図りながら、その利用につなげてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 いろいろと答弁を頂戴しました。来春の開所に向けて、担当課はもとより市として前例のない取り組みとなるわけで、何かと予期せぬアクシデントなども多々出るのではないかとこのように思われますけれども、特に地域住民、関係団体との連携を密にさせていただいて、意見集約を図りながら、より完成度の高い施策となるよう対処していただきたいと思っております。

先週、土曜日の山新に、2年連続産まれた赤ちゃんの数が100万人割れ、出生率前年対比0.01ポイント減の1.43で、2年連続低下の報道がなされました。一方、岡山県奈義町では、驚異の出生率2.81を達成、切れ目ない支援、安心感の報道もありました。平成26年の数字のようでしたが、機会をつくり、ぜひ視察などできればと考えておりますが、本市の取り組みが功を奏し、こうした数字となることを期待をしたいと思います。

さて、なか保育所の来春開所まで1年を切ったわけですが、現在のなか保育所の跡地利用の進捗状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なか保育所が移転した後の土地・建物につきましては、重症心身障がい者の

生活介護事業、重症心身障がい児の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業用施設として、NPO法人に貸与する方針にしているところでございます。この施設は定員30名で、西村山地域では初めてのものとなる予定になってございます。

去年の11月に議員懇談会で御説明を申しあげましたが、その後ことし4月までになか保育所に隣接する町会であります山岸、山岸南及び中央1町会の皆さんを対象に説明会を開催させていただき、その後町会の総会などでも説明を行って、地域の皆さんからは理解は得られているのではないかとこのように考えているところでございますが、今後も丁寧な御説明をさせていただきますというふうに思っているところであります。

また、ことし3月末には第5期の障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画というものを策定いたしました。計画の中では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所施設の確保の義務化が国の指針として示されたことを受けて、成果目標としているところでございます。このことは、寒河江市のみならず西村山地域の他の4町におきましても、西村山自立支援協議会での合意を受けて各町の計画の成果目標ともなっているところでございます。

現在は、NPO法人が施設整備事業に関する国・県の補助金申請の準備中でございます。申請を8月に予定をしているところでございます。今後とも、平成32年の4月の開所に向けまして、国及び4町とも協議をしながら支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 詳細な説明をいただきました。まずは順調に進めていただいているのかなというふうに思います。

先般、寒河江市手をつなぐ育成会総会に出席をさせていただきました。市長も祝辞を述べておられましたが、総会資料によれば、これまでの3つの施設に対する助成金を新年度は半分にし、残り半分は会の事業である知的障がい児、障がい者の教育施設及び福祉施設の設置という趣旨のもと、先ほど説明のあった厚生施設の費用の一部として蓄えたいとの説明がございました。一日も早い施設の完成を待ち望んでおられるこうした団体があることを十分視野に置いていただき、跡地利用に取り組んでいただくよう提言申しあげ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時23分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。